

第1回岡山県各種商品小売業

最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和6年8月29日(木)午前10時00分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 3階 労働局会議室
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
佐 藤 吾 郎
富 永 優 子 |
| 労働者代表委員 | 日下部 雅 淑
森 健 太
森 本 翔 大 |
| 使用者代表委員 | 國 府 慎一郎
山 本 哲 司 |
| 事務局 労働基準部長 | 政 木 隆 一 |
| 賃 金 室 長 | 三 村 典 代 |
| 賃 金 指 導 官 | 中 本 弘 一 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第1回岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申し込みはございませんでした。今年度第1回目の専門部会でありますので、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

まず、定足数についてご報告申し上げます。本日は使用者側委員の高橋委員が御欠席ですが、他の委員8名が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていますことを報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

- 1 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は令和6年度1回目の専門部会になりますので、冒頭、政木労働基準部長より挨拶申し上げます。

政木部長

労働基準部長の政木でございます。専門部会の開催にあたり一言御挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、また、台風が接近する直前ということで天候の悪いなか、本部会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、岡山県最低賃金につきましては、先般公労使の各委員の熱心なご審議によりまして、時間額になって以降最大の引上げ額である50円プラスの982円として10月2日より発効する運びとなっております。ご審議いただいた委員の皆様にはこの場を借りて感謝申し上げます。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金の水準より高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業については、設定されることとなっております。委員の皆様方に置かれましては、これから改定の必要性の有無を含めて集中的にご審議いただくこととなります。特定最低賃金につきましては、特に労使

のイニシアティブにより決定すると理解するところであり、何卒全会一致をめざしてご審議いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。7業種ございますので、非常に過密なスケジュールとなっており、色々ご負担をおかけするかと思いますが、よろしく願いいたします。

中本指導官 それでは賃金室長、よろしく願いします。

三村室長 それでは、議事に入らせていただきます。
まず、付議事項(1)の「部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長及び部会長代理は最低賃金法において公益委員の内から選出することとされております。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいておりますので、私から発表させていただきます。
部会長は富永委員、部会長代理は片山委員です。
御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

三村室長 ありがとうございます。
以降の議事につきましては、富永部会長にお願いいたします。

富永部会長 部会長を仰せつかりました富永でございます。昨年に引き続きどうぞよろしく願いいたします。
初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としております。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんの忌憚のないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。
今年度の特定最低賃金の審議につきましては、昨年度に引き続き、改正の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。特定最低賃金の専門部会は、労使の主導によって、丁寧かつ効率的な審議を進めることが必要かと考えますので、各委員の御理解、御協力をお願いいたします。
付議事項に入る前に他部会の状況について、事務局から報告をお願いします。

三村室長 他の専門部会につきましては、まだ、いずれも結審等行われておりません。

富永部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金専門部会運営規程第6条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員2名が署名するもの」とされていますので、部会長である私と、労側は日下部委員、使側は山本委員にお願いしたいと思います。

本日の大まかな予定をご説明いたします。

まず付議事項(2)につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。

続いて、付議事項(3)「本日配付の資料説明」についても事務局からお願いします。

その後、付議事項(4)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けようと思いますので、資料説明の後に一旦休会とし、時間を取りたいと思います。御発言は公労使の三者協議とし、労使それぞれ5分程度でお願いします。御協力をよろしくお願いたします。

では、付議事項(2)「岡山県特定最低賃金専門部会の運営」について事務局から説明をお願いします。

三村室長

それでは説明させていただきます。

資料 2 をご覧ください。

今年度の7業種の改正決定につきましては、7月3日の本審で改正決定の必要性の有無について岡山労働局長から諮問を行いました。そのあと、7月29日の本審で、特賃の必要性の有無については各部会で審議を行うこととなりましたので、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料 2 にあります諮問文2枚でございます。

必要性の審議において全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催します。改定する特賃の最低賃金額は、この度改定される岡山県最低賃金額 982 円を1円以上上回った金額とすることが必要となりますのでご留意下さい。また、必要性について全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。

なお、必要性審議及び金額審議ともに専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで本

審を開催せずに専門部会の決議を本審の決議とすることが合意されています。

資料 9は、「令和5年度特賃審議経過および結果一覧表」となっておりますので参考にして下さい。

富永部会長

ただいまの事務局の説明について、委員の皆さん、御質問等ありますか。いかがでしょうか。

(特になし)

富永部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議会令第6条第5項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること、金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催しておりますが、次回以降の審議の公開・非公開につきましては、各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があることからこれまで非公開としていました。今回の必要性審議においても同様の事情により次回以降非公開にしたいと考えます。いかがでしょうか。

(異議なし)

富永部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開といたします。次に付議事項(3)の資料の説明について、事務局からお願いいたします。

三村室長

それでは、事務局から配付資料についてご説明いたします。私からは資料 3から6までを説明させていただきます。資料 3から説明させていただきます。こちらは、日本銀行岡山支店が本年8月6日に発表した「岡山県金融経済月報」です。概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復が続いている。」とあり、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けて、増加ペースが鈍化している。百貨店・スーパー売上高は、物価上昇等の影響を受けて、増加の動きが一服している。」とあり、2ページの雇用・所得は、「労働需給は引き締まっており、雇用者所得は緩やかに改善している。」とされています。

次ページは、岡山県の主要経済指標が記載されています。(1) 最終需要(個人消費)をみますと、百貨店・スーパー販売額(全店)が、5月は前年比-2.9%、6月は前年比+2.2%(速報値)となっています。(4)物価の欄で、消費者物価指数(岡山市、生鮮食品を除く総合)をみますと、6月前年比は+2%と、4月以降、前年比プラスが大きくなっています。

次に資料4、令和6年8月6日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある。」としています。これは、前回4月と同様の判断です。各項目の判断としては、本年4月と比較し、「設備投資」、「企業収益」などは上向き、「個人消費」、「生産活動」、「雇用情勢」、「企業の景況感」は横ばいの状況です。また、【先行き】については、「各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクになっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としています。次ページの各論のうち、「個人消費」は、「一部に弱さがみられるものの緩やかに回復しつつある」とあり、百貨店販売は、「衣料品などが低調なことから前年を下回っている。」、スーパー販売は、「消費者の節約志向が高まる中、日用品などが低調なことから前年を下回っている。」とあります。その下にはヒアリング結果も掲載されております。参考としていただきたいと思います。3ページの「雇用情勢」については、「緩やかに改善しつつある」とされ、新規求人数が前年を下回っているものの、有効求人倍率は概ね横ばいで推移しているとあります。「設備投資」では、「6年度は前年度を上回る見込み」とあり、非製造業は、店舗改装や店舗新設により増加見込みとなっているとあります。また、「企業の景況感」においては、企業の景況判断BSIは「下降超幅が拡大している」とあり、「翌期は「上昇」超に転じる見通しとなっている。」とあります。次ページ以降、本報告の資料編となっております。1ページには、(1)百貨店・スーパー販売額(前年比)がグラフ化されています。岡山の販売額は、前年比で全国より、やや低めとなっております。5ページに企業の景況感がグラフ化されており、翌期以降、上昇(プラス)に転じる見通しとなっています。

資料5は、岡山県総合政策局が発表した、令和6年6月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。各業種の推移をグラフ化、数値化したものが発表されていますので、参考として下さい。

資料 6 は、岡山労働局職業安定課が7月30日に発表した「雇用情勢」です。6月の有効求人倍率は1.36倍となり、前月と比べ0.09ポイント低下しています。これまでの有効求人倍率等は下段に数値がありますので参考として下さい。11ページには、「産業別・規模別新規求人状況」があります。中段の1の卸売業・小売業を見ますと、6月は、前年同月 19.3%、全体も - 16.3%減となっています。

資料 3 から資料 6 の説明は以上です。

中本指導官

私から、各種商品小売業における最低賃金基礎調査結果について、説明いたします。資料 7 となります。1ページに基礎調査の概要が記載してあります。

基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、各種商品小売業を対象としております。

調査事業所については、100人未満の事業所を対象としております。30人未満の事業所は全労働者を、30人から99人の事業所は労働者の2分の1を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される18歳未満、65歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和6年6月分の所定内賃金となっております。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は15社、集計調査労働者数は117人、この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は639人となっております。以上が基礎調査の概要です。

それでは、最低賃金基礎調査の結果について御説明いたします。次の2ページを御覧ください。

「現行の最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は男性、女性とも0%、男女計0%となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

の特性値一覧表ですが、月平均賃金額 160,188 円、時間当

たり平均賃金額 1,174 円、第 1・20 分位数 942 円、第 1・10 分位数 946 円、第 1・4 分位数 954 円、中位数 1,000 円となっており、カッコ内が前年度の数字となっています。分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、10 等分、4 等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。今年度の数値につきましては、昨年度と比較すると、未満率が 0 % となり、月平均賃金額や時間あたり平均賃金額が減少している等の状況が見られます。これは無作為抽出という基礎調査の性質上、原因はわかりませんが、年度毎に抽出事業所が異なりますので、偏りが生じる可能性はあり得るかと思えます。なお、前年度は集計調査事業所数が 21 社、集計調査労働者数 575 人、復元母集団労働者数 1,267 人でしたので、今年度は結果的にそれらより少ない集計結果となりましたことを申し添えます。

続いて、3 ページ以降の総括表について説明します。総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。この表を基にして先ほどの未満率や特性値を集計します。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しております。カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。3 ページの一番下の 946 円の階級を見ていただくと、945 円から 20 人増えているので、946 円の階級には 20 人が属していることとなります。

3 ~ 7 ページにかけては規模別・年齢別に区分したもの、9 ~ 13 ページには男女別・年齢別に区分した集計となっています。

賃金階級につきましては、現行の特定最低賃金額より 10 円低い 923 円からプラス 110 円の 1,033 円までが 1 円刻みとなっており、それ以降は 10 円刻み、100 円刻みとなっています。

続いて 15 ページを御覧ください。このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を 10 円と 100 円刻みにしてグラフ化したものです。

17 ページの表は、現行の特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えば 50 円引き上げて 983 円とすると、44.13%の影響率となります。以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料 8 「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。

こちらは、県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を

平成 25 年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。

令和 5 年度の各種商品小売業の特定最賃は 933 円で、岡山県の最低賃金と比較して優位率は 100.1%となっております。

また、次のページを見ていただくと、各種商品小売業特定最賃と県最賃の引上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっております。

私からの説明は以上となります。

富永部会長

ただ今の資料説明に対して、何か質問等はございますでしょうか。

(特になし)

富永部会長

それでは、ただ今から休会としますが、この間を利用して労使の打合せ時間とします。だいたい 15 分程度を考えておりますがよろしいでしょうか。

(特になし)

富永部会長

では、再開につきましては 10 時 45 分としますので、委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

富永部会長

それでは、三者協議を再開します。

付議事項(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無の審議に入ることとします。まず、労使各側から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ 5 分程度での発言にご協力いただくようお願いいたします。お聞きする順番は、労働者側委員、その後使用者側委員にお願いいたします。

それでは、労側の代表の方をお願いいたします。

日下部委員

私から労側としての必要性に対する発言をさせていただきます。

まず、昨年につきましては、プラス 1 円と優位性を保てたことに対してありがとうございました。それを踏まえて、この 1

年を振り返ってみると、この優位性、たかが1円、されど1円という状況の中で、他県の状況、U Aゼンセンの特定最賃としての考え方というところで、産別、組合として1円というのは時間給で働く従業員にとって大変いい状況のなかで1年過ごしてきたのではないかということの話をさせていただいて、今年度についてお話ししたいと思います。

過去来、昨年も引き続き議論させていただいて、労使のインシアティブの中で、労使が腹を割ってお互いの意見を出し合い話ができただことは良かったと思っています。そのことも踏まえて一年を振り返ってみると、賃上げでは30年来の賃上げ率、約5%という状況の中でも、実際地場の、県内の企業で働いている人たちがそこまで上がってきているかという、そうではない、大手、中小、それ以下も含めてどんどん格差が広がっているという現状です。

U Aゼンセンの中でも地場企業の平均では約2%という賃上げ率でした。こうした状況の中で、資料にもありましたが、物価が2%と出ていることから、そこと比較すると実際消費はどうだったのかということを見ると、大きく変わっていないと、従業員、働く者としては物価と賃上げ率を踏まえると、消費としては上がってきていないという状況になっています。この状況下で個人消費を上げていこうとすると、働く環境、福利・厚生なども確かに大事ですが、働いている人にとって、労働の対価として賃金をもらって生活している中で、消費を考えると、賃金を上げていくことが重要となります。賃金が上がることで消費も増えていく、そうするとお互いがウィンウィンの状況になるのではないかと思います。それに関連して、雇用率も全業種をみると横ばいということですが、横ばいの中でも、少しでもいい人材ということ考えると、賃金を上げていくと、流通業をより魅力ある業界にしていくということであれば、他業種を含めた県最賃より上げていくことだと思います。人に対して何ができるか、ここは賃金で反映することだと思います。労側とすれば、地賃に委ねるのではなく、より良い消費、小売業を目指すという立場から、特定最賃の改正の必要性はありと考えています。以上です。

富永部会長

ありがとうございました。

それでは、使側の方の御意見をお願いします。

山本委員

使側の意見として述べさせていただきます。

局からご説明があった資料等々で、まず、県内景気の方は、財務事務所の資料を見させていただいて、7月判断の時点ですが、記載のとおり緩やかに回復としているという表記になっています。個人消費の方も同資料では、一部に弱さが見られるものの、緩やかに回復しつつあるという表記になっています。その中で、百貨店・スーパーの販売額の数値を見ますと、4月、5月のところは前年比でマイナスになっていて、全国の方はそこはプラスであることから、やはり地域におけるインバウンドの大きな需要などが無いことは、以前からもお話ししているとおり、都市圏と異なるところで、なかなか厳しい状況であると認識しています。一般消費者に身近な存在である小売業という部分で、物価がこれだけ上昇していて、商品やサービスに対する価格転嫁は時間がかかる業種ということですが、徐々に転嫁の方も進んでいる中で、当然結果として買い控えということも見られる状況も起きています。引き続き余談を許さない、経営に及ぼす影響も小さくないと考えています。中四国の百貨店について、協会の発表する数値などを見てみますと、6月まで今年に入って岡山県下の百貨店の売上げは、ほぼほぼ前年並みの実績となっているので、ここはどう捉えるかは別ですが、やはり都市圏の同じ百貨店と比べると、明確な差が出ていることはご承知の通りだと思います。

2024年6月に閣議決定された新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版で言及されている最低賃金のところですが、労働生産性を上げていく努力を通じて、30年代半ばまでに1,500円という額が掲げられています。その掲げられた目標をめざすべきところとして、中央において全国一律の50円引上げという目安が示されて、それを踏まえ岡山県でも地域別最賃について、公労使の真摯な審議を踏まえてプラス50円という形で着地したという実態があります。昨年の公労使の審議の中でもお話しさせていただいたとおり、岡山県においても地域別最低賃金の連続した大幅な引上げが起きていますので、特定最賃、この各種商品小売業の優位性は失われていて、特定最賃の改定を行わない事例も全国ではみられると考えています。結果として地域別最低賃金の大幅な引上げがあり、そのトレンドがあるというところを踏まえて、2年連続で特定最賃が地域別最賃を下回ったということを受けて、岡山県における各種商品小売業の特定最賃の必要性はその役目を終えたと使側としては考えています。ただし、不確実で変化が速い今の時代においては、特定最賃の必要性については、引き続き労使で丁寧な審

議を行うことはすごく意義があり重要だと思っていますので、こうした場を通じてお互いの認識を共有していくことは非常に重要だと思っています。以上です。

富永部会長 ありがとうございます。使側のご意見としては、役目は終えたんだけど、まだ少しお話を続けていった方がいいのではないというご意見でしょうか。

山本委員 必要性は今回でないという結論です。

富永部会長 今回の結論としては必要性はないということ、ただ、含みは持たせるけど、ということでしょうか。

國府委員 いろんな環境変化というもの、こういう速い時代ですから、新たなファクターであるとか、そういうことも出てくるやもしれません。ですからそういうことも含めて、10か0かということではなくて、今回は役目は終わりましたが、そういうこともあり得るかもしれないということで、その議論は今後とも必要性は無きにしも非ずということです。

富永部会長 端的に言えば、今回の結論に関しては必要性なしという、今年度の1回目の審議として、必要性なしというご意見ですね。昨年事務局から色々説明があって、もし埋没することがあったとしても、その後この委員会がすべてなくなってしまうものではないという説明があったと承知していますが、再度事務局から説明されますか。

三村室長 現在、現実的には各種商品小売業の特定最賃は県最賃に埋没という形になっています。専門部会で必要性なしという結論が繰り返されていても、この産業別をなくすわけではありません。なくすということであれば、廃止の手続きをとって、正式に審議会で議決することとなります。各種商品小売業の特定最賃が県最賃より下回っている状態ですが、産業別としては残ることとなり、適用されるのは県最賃の金額ということになります。他局でもありましたが、何年か県最賃に埋没していながらも、何年かして状況の変化により審議が行われ、各種商品小売業の金額が県最賃より優位となって適用されるというパターンもございます。

富永部会長

ありがとうございました。

ただいままでのご意見では、現時点では労側は必要性あり、使側は必要性なしということで、意見の一致を見ておりません。今後の進め方について、本日再度審議を継続していきましょうか。それとも次回に持ち越した方がよろしいでしょうか。委員の皆さんのご意見はいかがでしょう。

山本委員

今日、審議を継続しても大丈夫です。議論の仕方をどうしていくかということはあろうかとは思いますが。

日下部委員

一昨年も含めていろんな話をさせてもらいました。今回使側からも会社の状況を聞いた上で、日を改めて使側の意見も踏まえて、労側の意見をまとめさせていただきたいと思います。

富永部会長

労側のご意見としては日を改めてということですが、使側としては本日継続してというご意見でしょうか。

山本委員

継続してもということですが、労側のご意見を尊重しても、とは思いますが。

森本委員

仮に今日行っても何も変わらないと思うので、使用者側のご意見も踏まえて、改めてデータなども示しながら次回に判断をしていくということを考えています。

富永部会長

労側としては、持ち帰って検討してみたいということですね。使側の方はいかがでしょう。

山本委員

今日、考え方はお示しさせていただいたので、特段それ以上のことはありません。ただ、労側の方がこういう形で、こういう風に考えますということ、再度まとめをされたいということ、を全く否定するものではありません。こうした場を持つことは有意義だということは最初お伝えした通りです。ただ、審議の進展がどこで、どれくらい発展的に可能性がみえるかというジャッジは必要かと思っています。

富永部会長

それでは、2回目を開催させていただければと思います。委員の皆さんのスケジュール調整も難しいとは思いますが、本日はこれ以上の進展が見られないと思いますので、これをもちまして必要性の審議を一旦終わらせていただいて、次回持ち越し

とさせていただきます。

次に、付議事項（５）「今後の審議日程について」、事務局から説明をお願いします。

三村室長 次回の専門部会については、９月１３日金曜日、午後３時から予定をしています。委員の皆さんには改めて通知させていただきます。

富永部会長 それでは、皆さんお忙しいとは存じますが、よろしくお願いいたします。

次に付議事項（６）「その他」ですが、事務局から何かございますか。

三村室長 １点確認をさせていただきたいと思います。

本日の第１回特定最低賃金専門部会は公開として開催しておりますので、議事録を作成し、これを公開と致します。第２回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開とすることが確認されておりますので、議事要旨を作成し、公開するということがよろしいでしょうか。

（異議なし）

三村室長 ありがとうございます。

富永部会長 議事録、議事要旨の取り扱いについてはそのようにお願いいたします。

委員の皆さん、ほかに何かございませんか。

（特になし）

富永部会長 それでは、本日はこれをもちまして、第１回岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会を終わります。次回はできれば結論を得たいと考えておりますので、各委員の皆さんの御協力をお願いします。

本日はお疲れさまでした。